

2018年
1月1日施行

改正職業安定法により求人企業・募集主の 労働条件明示が強化されました

求人メディア利用時は労働条件を明示する義務があります

① 募集時の労働条件の明示

求人情報・求人広告を掲載する場合、労働契約締結までの間、労働条件を明示することが必要です。これはハローワークや民間の職業紹介会社を利用する場合でも、自社ホームページなどで求人する場合でも同様です。ただし、広告誌面などスペースに入りきれないなどの場合は、労働条件の一部を別途明示することも可能です。この場合は、原則として初回の面接等、最初に接触する時点までにすべての労働条件を明示すべきとされています。

② 労働条件を変更・削除・追加する場合

求人情報・求人広告で明示した労働条件を変更、特定（給与金額の下限～上限から特定する場合など）、削除、追加する場合は、できる限り早くその内容を明示しなければなりません。その際は、変更前後を対照したり、最終決定の労働条件通知の該当箇所を下線や着色、脚注をつけるなどして、求職者が変更内容を理解できるような方法で行う必要があります。

③ 最低限明示しなければならない労働条件とは

少なくとも下記の項目を書面の交付によって明示しなければなりません。

記載が必要な項目	記載例（★は今回の改正により追加等された事項です）
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり（3か月）★
就業場所	本社（●県●市●一●）又は△支社（△県△市△一△）
就業時間	9：00～18：00
休憩時間	12：00～13：00
休日	土日、祝日
時間外労働	あり（月平均20時間）
賃金	月給20万円（ただし、試用期間中は月給19万円）
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社★
（派遣労働者として雇用する場合）	雇用形態：派遣労働者★

※就業時間で裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。★

例)「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます。」

※賃金で時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。★

① 基本給 ××円（②の手当を除く額）

② □□手当（時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）

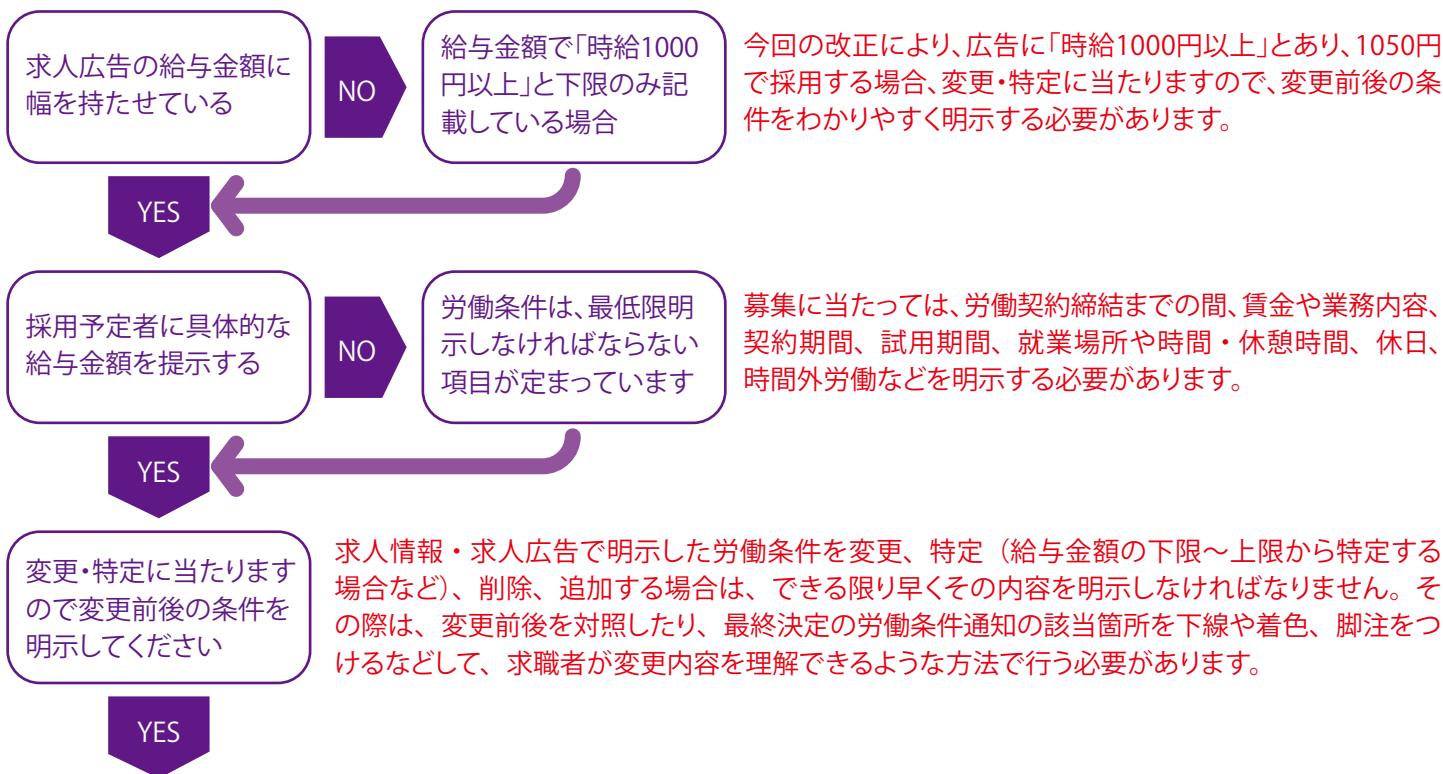
③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

※労働条件を明示する場合、求職者が希望すれば電子メールでもかまいません。



求人広告の条件を**変更**、給与幅からの**特定**、**追加**、**削除**する場合は**要チェック**です

- 求人広告掲載の労働条件を変更する場合・・・表へ
- 求人広告に幅のある書き方をしている場合・・・以下のフローチャートへ



具体的な明示の例

①「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合	例) 当初：基本給 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
②「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合	例) 当初：基本給 25 万円～ 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
③「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合	例) 当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月
④「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合	例) 当初：基本給 25 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

※指針により、当初の明示を安易に変更してはいけないこと、学校卒業見込者等については、特に配慮が必要なため変更を行うことは不適切であること、また、原則として、内定までに労働条件明示を書面により行わなければならないこととなっています。

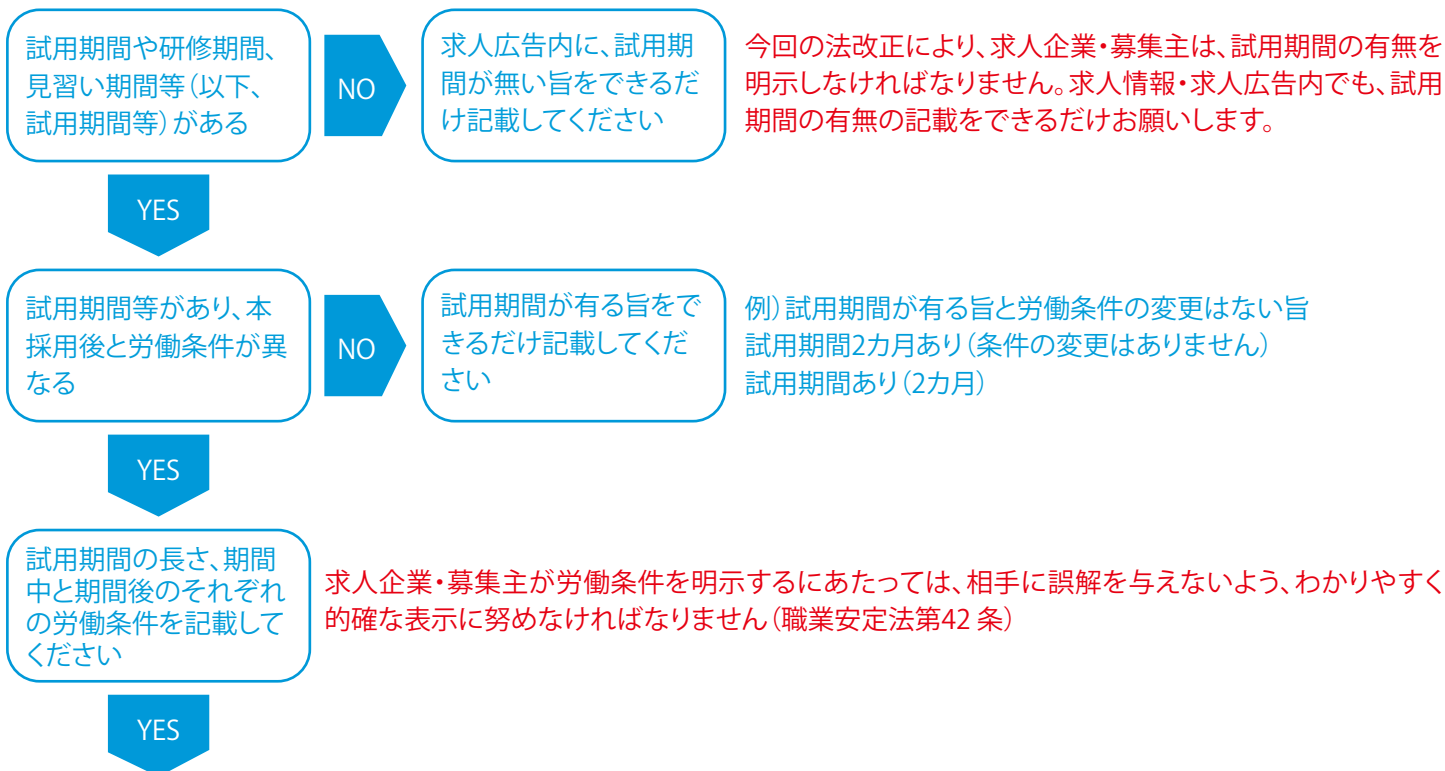
※変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合（虚偽の内容や、明示が不十分な場合）は、行政による指導監督（行政指導や改善命令、勧告、企業名公表）や罰則等の対象となる場合があります。変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の対象となることには変わりありません。

変更明示に当たっては、労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうか考える時間が確保されるよう、労働条件等が確定した後、可能な限り速やかに変更明示をしなければなりません。また、変更明示を受けた求職者から、変更した理由について質問をされた場合には、適切に説明を行うことが必要です。当初明示した労働条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証した上で、必要に応じ修正等を行うことが必要です。



試用期間、研修期間、見習い期間を 設けている場合は要チェックです

- 有期労働契約後に本採用にする(有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合)・・・表の①へ
- 試用期間や研修期間、見習い期間等(以下、試用期間等)を設けている・・・以下のフローチャートへ



具体的な明示の例

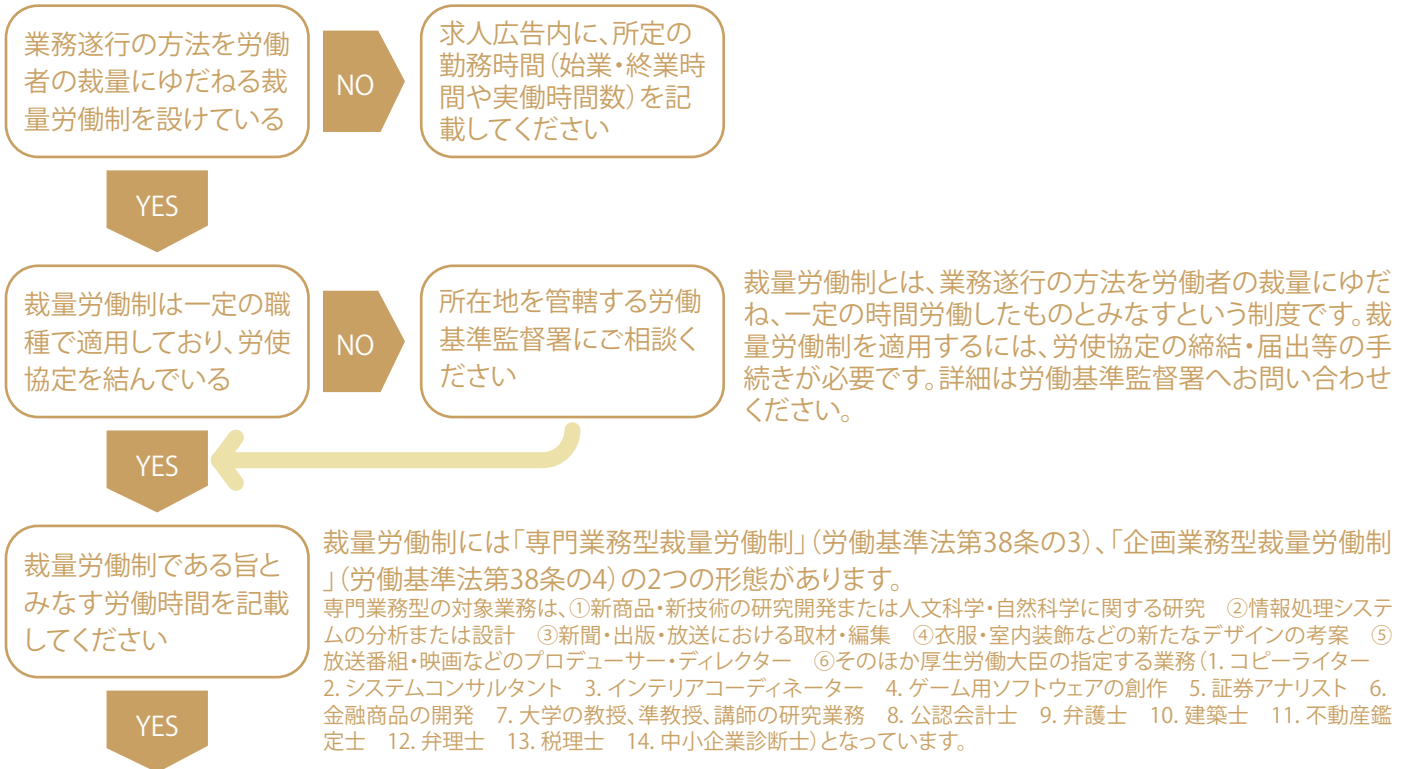
①試用期間等の期間中は有期労働の場合	<p>有期労働契約を試用期間としての性質を持たせ、終了後に正社員など無期雇用に転換する場合、有期と無期で労働契約は別のもものとなりますが、求人情報・求人広告には、その期間および期間中と期間後のそれぞれの労働条件を記載するようにお願いします。</p> <p>●募集職種 / 営業(正社員) ※試用期間2カ月間はアルバイト 給与 / 月給 250,000円以上(試用期間中は時給 1000円)</p> <p>試用期間後は、必ずしも全員が正社員とならない場合は、その旨がわかるように記載してください</p> <p>●募集職種 / 営業(アルバイト) ※2カ月後、正社員登用制度あり 給与 / 時給 1000円 正社員登用後は月給 250,000円以上</p>
②給与金額が異なる場合	<p>●募集職種 / 営業(正社員) 給与 / 月給 250,000円以上(試用期間2カ月間は月給 230,000円)</p> <p>試用期間に幅がある場合</p> <p>●募集職種 / 営業(正社員) 給与 / 月給 250,000円以上(試用期間2カ月間～6カ月間は月給 230,000円 ※試用期間は経験・実績等により異なります)</p>
③職種・仕事内容が等なる場合	<p>●募集職種 / 商品企画(正社員) ※試用期間2カ月間は営業職として経験を積んでいただきます</p> <p>給与 / 月給 250,000円以上 ※異なる内容を記載</p>

※試用期間中であっても、社会保険を適用しなければならない労働条件に該当する場合は、入社後速やかに加入手続きを行うようお願いします。



労働時間を労働者本人に委ねている場合は要チェックです

- 営業職など外勤・外回りの場合のみなし労働時間制・・・表の②へ
- 企画業務や研究業務など、裁量労働制を設けている・・・以下のフローチャートへ



具体的な明示の例

<p>①企画業務型裁量労働制 専門業務型裁量労働制の場合</p>	<p>●裁量労働制である旨とみなす労働時間を記載 例) 勤務時間 / 裁量労働制 1日8時間 ※企画業務型裁量労働制とは、事業運営上の重要な決定が行われる事業場(本社など)においての企画、立案、調査、分析の業務を行う者に、その遂行の手段や時間配分を自らの裁量で決定させ、雇用主から具体的指示をしない制度です。実際の労働時間にかかわらず、労使委員会の決議で定めた時間を労働したものとみなします。 ※専門業務型裁量労働制とは、研究開発の業務その他、業務の性質上その業務方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、その遂行の手段や時間の配分などについて具体的に指示することが困難な業務を行う者を対象とする裁量労働制で、上記の業務に限って認められています。</p>
--------------------------------------	---

以下は裁量労働制とは異なりますが、具体的な働き方をなるべく記載するようお願いします

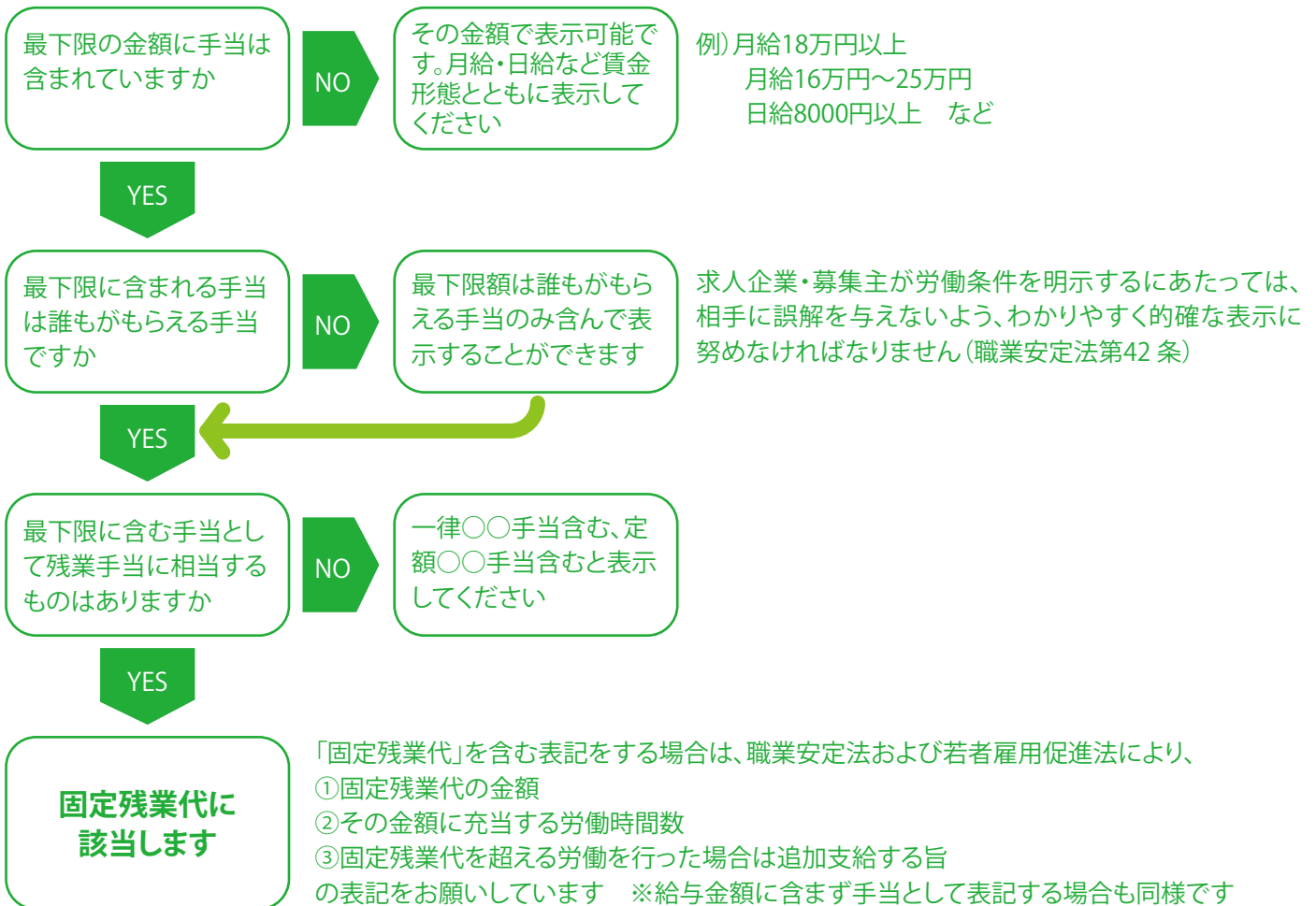
<p>②外勤のみなし労働時間制の場合</p>	<p>例) 勤務時間 / 事業場外のみなし労働時間制 みなし労働8時間 指揮監督が及ばない仕事を事業場外で行う場合、実際の労働時間に関係なく一定の時間を労働したものとみなす制度です。たとえば、社外業務に必要とされる時間が平均して1日8時間である場合には、労働時間を算定することなく、8時間働いたとみなします。みなし労働時間を定める場合は、「みなす時間」の労使協定が必要です。「みなす時間」が法定労働時間を超える時間であれば三六協定の締結も必要となります。労使協定が未締結の場合は労働基準監督署にお問い合わせください。</p>
<p>③変形労働時間制の場合</p>	<p>例) 勤務時間 / 1カ月単位の変形労働時間制 週平均40時間 例) 勤務時間 / フレックスタイム制 標準労働時間月間140時間</p>



求人広告の給与、手当を含んだ金額表示の場合には要チェックです

給与の金額について、以下のフローチャートにて確認ください

- 誰もがもらえる最下限の給与金額を明示しているか
- 固定残業代制を採っている場合は、手当金額や相当時間など必要事項を明示しているか



一律手当を含む場合の表記例 ※最下限給与に含めることができるのは、全員に一律に支給される手当のみです

①給与に一律手当を含む場合	<ul style="list-style-type: none"> ●月給 18 万円以上 (一律地域手当含む) ●月給 18 万円以上 (定額職務手当 2 万円含む) など
②給与に固定残業代を含む場合	<p>「固定残業代」「みなし残業代」「定額残業代」等を含んだ給与の書き方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●給与 / 月給 250,000 円以上※固定残業代 (38,000 円、20 時間相当分) 含む。20 時間超過分は別途支給。 ●給与 / 月給 250,000 円以上 (固定残業代含む)※固定残業代は 20 時間分 38,000 円、時間超過分は追加支給 ●給与 / 月給 250,000 円以上 (固定残業代 38,000 円含む)※時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず 20 時間分を固定残業代として支給。20 時間を超える時間外労働は追加で支給。※固定残業代の金額、その金額に充当する労働時間数、その時間を超える労働を行った場合は追加で残業手当を支給する旨、の表記が必要です。
③固定残業代とそれ以外の手当を含んだ金額を表示する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●給与 月給 260,000 円以上 (経験考慮)※固定残業代 20 時間、35,000 円、一律営業手当 20,000 円含む。時間外手当は 20 時間を超えた場合は追加支給。

適合宣言
6月1日開始

全国求人情報協会と会員メディアは より信頼される求人メディアを目指します



① 読者・ユーザーから、より信頼される よう適正化ガイドラインを大切にします

このたび、厚生労働省の委託事業として改正職安法に対応した「求人情報提供ガイドライン」が設定されました。当協会では、これまでも協会独自の自主規制による求人情報の適正化を進めてまいりましたが、今後も会員全社で本ガイドラインの遵守に向け、より積極的な適正化活動を続けてまいります。

読者・ユーザーからの信頼獲得は、求人メディアをご利用いただく求人企業・事業主の皆様の採用成功のための大切なポイントです。これからも、読者・ユーザーが安心して応募できるよう、より信頼される求人情報の提供に努め、採用の成功、定着が実現できることを、私たち求人メディアのゴールとして考えてまいります。

② 労働条件等の掲載明示の促進を進めます

各メディアでは、提供すべき情報として必須掲載項目を設定しています（必須掲載項目はメディアにより異なります）。求人者が明示しなければならない事項をできるだけ掲載するとともに、企業情報や職場情報（従業員数や構成・資本金など）、労働条件の補足情報（昇給や賞与・通勤交通費など）も明示を促進し、充実した情報を提供してまいります。

なお、新卒メディアの場合は、「応募資格となる学歴（学校種）」「採用予定学科、採用予定数（未定の場合はその旨）」「前年採用実績数」の項目を必須掲載とし、「過去に採用実績のある主な出身学校名および若者雇用促進法における職場情報」の項目の掲載にできるだけ努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

求人企業・募集主の皆様へのお願い

- ・読者・ユーザーに正しい情報を提供するために、正確な労働条件の提供をお願いしています
- ・求人情報内に不正確な内容や誤解を招くような表現がないことの確認をお願いしています
- ・労働関係の諸法規を遵守していただくようお願いしています

※募集および採用における年齢制限の禁止（雇用対策法）、男女雇用機会均等法、労働基準法など

公益社団法人全国求人情報協会 〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-9 TEL03-3288-0881 <https://zenkyukyo.or.jp/>

●正会員 北海道/エスタ、ヒューマンリンクス、北海道アルバイト情報社 山形県/アイン企画、青陵社 栃木県/ビジュアル 群馬県/求人ジャーナル 千葉県/千葉キャリ 東京都/アイ・キュー、アイデム、アクセスヒューマネクスト、アクト・テクニカルサポート、アルバイトタイムス、イフ、インターワークス、インディバル、エン・ジャパン、廣済堂、ジェイ・ブロード、人材ドラフト、ダイヤモンド・ヒューマンリソース、ディスコ、ディップ、パーソルキャリア、プロフェッショナルメディア、文化放送キャリアパートナーズ、マイナビ、ユメックス、リクルートキャリア、リクルートジョブズ、リス、リッツ MC 新潟県/桐朋 山梨県/エール 長野県/インプレス、プロジェクトエイ 静岡県/週刊テレビ 愛知県/ディーピーティー 三重県/アエル・ジャパン 滋賀県/バイサイドプランニング 京都府/日本広報企画 大阪府/アイル、学情、関西ぼど、クック広告社、サンデー広報、JS コーポレーション、泉州広告、大新社、ニワダネットワークシステム 兵庫県/毎日ジャーナル 奈良県/人材ニュース 島根県/メリット 岡山県/ KG 情報、ティーアイシー 広島県/情報サービス 山口県/ビジネスアシスト 香川県/求人タイムス社 高知県/四国工芸 福岡県/アビリティ・キュー 熊本県/あつまるホールディングス 鹿児島県/南日本出版 沖縄県/求人おきなわ、冒険王、ラジカル沖縄 ●賛助会員 栃木県/オーパス・アドエージェンシー 東京都/アイデムコーポレーション、アド・トップ、ぐるなび、グローアス、サンケイリビング新聞社、スカウト、スポーツインダストリー、ツナグ・ソリューションズ、トラスト・プラン、トレンドイノベーション、パフ、プレシャスパートナーズ、ヤフー、リクルートコミュニケーションズ 神奈川県/イーライフ 福岡県/テレビイス